

報道関係者 各位

平成 29 年 6 月 29 日

【照会先】

労働基準局労働関係法課

課長 大隈 俊弥

調査官 大塚 弘満

課長補佐 高市 惇史

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7753、7750)

(直通電話) 03(3502)6734

無期転換ルールに関する情報を発信する「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」をリニューアルします

～ 問い合わせの多かった事項を Q&A 形式で紹介するほか、労働者向けの情報を拡充 ～

厚生労働省は、6月30日（金）、無期転換ルール^{*}の周知や無期転換制度の導入促進に関する情報発信を行う「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」をリニューアルします。（6月30日（金）12時更新予定）

^{*}無期転換ルールとは、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が、同一の使用者との間で復更新されて通算5年を超えた場合、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。

ポータルサイトには無期転換ルールの概要や、無期転換制度について先進的な取組を行っている企業の事例紹介、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員（勤務地や労働時間、職務などの労働条件に制約を設けた正社員）」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。

今回のリニューアルでは、無期転換ルールについて多く寄せられている質問をQ&A形式にまとめて新たに掲載したほか、現在、有期労働契約で働いている方にも分かりやすく使いやすいホームページとなるよう情報の整理・追加などを行いました。

無期転換ルールに基づく本格的な無期転換申込権の発生が見込まれる平成30年4月まで、残り9か月を切りました。企業が無期転換ルールへの対応をするにあたっては、中長期的な人事戦略・人材活用を念頭に置いた人事制度の検討や、就業規則などの関係規定の整備など、一定の時間を要することから、早急な対応への着手が必要です。

厚生労働省としては、企業に対してだけでなく、特に有期労働契約で働く方に対する周知についても、引き続き、積極的に取り組んでいきます。

【ポータルサイト概要】

- 1 「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」URL
<http://muki.mhlw.go.jp>
(ポータルサイトの画面のイメージは別添参照)



- 2 更新日 平成29年6月30日（金）12:00（更新予定）

3 主なコンテンツ

- 無期転換ルールの概要

有期労働契約で働いている方向け、事業主や企業の労務管理担当者向けと、それぞれ分けて解説

- 無期転換制度の導入に当たってのポイントを解説

- 無期転換制度、多様な正社員制度を導入している企業の事例紹介

※引き続き、順次追加していく予定

- 無期転換ルールの導入促進のために厚生労働省が行っている支援策を紹介

- 多く寄せられる質問についてQ&A【追加】

【別添】 ポータルサイトの画面のイメージ

【参考1】 安心して働くための「無期転換ルール」とは（リーフレット）

【参考2】 多様な正社員の概要